

引き続きコロナ対策を

令

和2年度から取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策においては、新型コロナウイルス

症対策においては、新型コロナウイルスについて町内の医療機関との連携による体制構築により、オンライン予約システム等も取り入れながら3回目までの接種で延べ27,460人に対して接種を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民税非課税世帯1世帯あたり10万円を給付する臨時特別支援給付金の実施や子育て世帯への臨時特別給付金等の支給、町内の事業所や農家等に対する支援等も実施しました。

原子力災害からの復旧・復興事業においては、山木屋地区の水田の広域的な営農再開を推進し、農業者の帰還促進を行うため、水稲生産収穫調整機械と穀類乾燥調整施設の整備を行いました。

また、除染対策事業においては、仮置場返還の加速化に努め、町内7か所の変更工事を実施しました。

教育関係を重点的に

教

育費においては、令和4年4月の小学校再編へ向けて、

川俣小学校の校舎の大規模改修やプールの改築、周辺道路の整備などを行うとともに、標準服が新しくなることによる保護者の負担を軽減するため、標準服の支給を

施しました。

一方で、閉校となる各小学校においては地域とともに閉校事業を実施しました。

児童施設においても、令和5年4月からの幼稚園・保育園を再編した認定こども園の開設に向けて、再編先となる川俣南小学校の改修のための実施設計を行いました。

施設の工事を実施

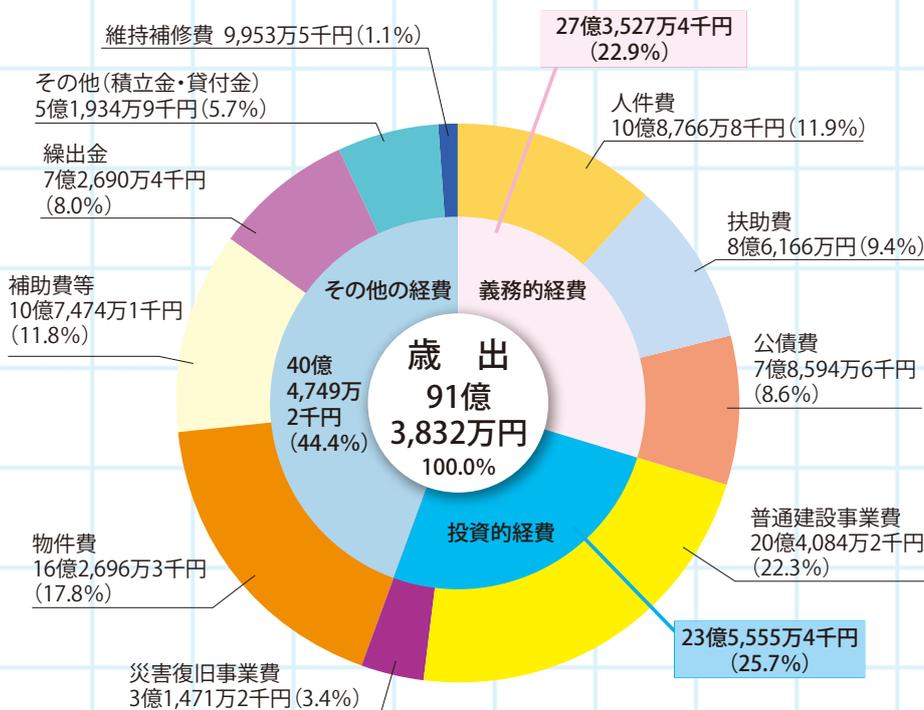
施

設の老朽化や耐震性が課題となっていた中央公民館に

ついては、耐震補強・施設改修工事を実施し、耐震ブレースやエレベーターの設置、トイレの洋式化等に着手し、これまで以上に安全で使いやすい施設を目指しました。

そのほか、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震において被災した山木屋中学校、山木屋公民館、川俣町体育館等の災害復旧工事を早急に実施するとともに、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた農業用施設等の復旧を引き続き行い、令和元年東日本台風の災害復旧は令和3年度で完了となりました。

新型コロナウイルス感染症対策のほか施設の工事など盛りだくさんの内容ですね！



町の財政の健全性は？

町の財政健全性は、全国共通の指標「経常収支比率」を用いて評価できますが、これは数値が低いほど財政に弾力性があり、資金の自由度が高いことを表しています。令和3年度決算においては、前年度より5.5ポイント改善した81.7%となりました。要因としては、分母となる歳入の経常一般財源の額が、普通交付税及び臨時財政対策債の伸びに伴い増額となったことによるものです。また、財政の健全性を示す比率で町の借入金や債務負担行為による支出予定額など、将来町が負担する負債の程度を示す「将来負担比率」は、前年度の16.8%から14.9ポイントと大幅に改善され1.9%となりました。この主な要因としては、地方債現在高や退職手当負担額の増加が生じている一方で、減債基金や火葬場基金への積立を行ったことや地方交付税算入額の有利な起債（借金）を行っていることがあげられます。

川俣町の財政は去年に引き続き「健全な状態」

平成19年度から、新しい財政指標を算定し監査委員に審査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに公表することが義務付けられました。

一般会計などについては、下表（左）①から④までの指標、公営企業会計は下表（右）に資金不足比率を算定しています。前年度と比べ実質公債費比率は0.1ポイント減となり、将来負担比率は14.9ポイント改善されました。早期健全化基準を大きく下回っており、町の財政は健全な状態といえます。

令和3年度決算に基づく「健全化判断比率」

区分	川俣町の健全化判断比率		増減	早期健全化基準
	R3	R2		
①実質赤字比率	—	—	—	15.0
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0
③実質公債費比率	4.4	4.5	▲0.1	25.0
④将来負担比率	1.9	16.8	▲14.9	350.0

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

令和3年度決算に基づく「財政力指数」

区分	R3	R2
財政力指数	0.36	0.38

令和3年度決算に基づく「経常収支比率」

区分	R3	R2
経常収支比率	81.7	87.2

令和3年度決算に基づく「資金不足比率」

特別会計の名称	川俣町の資金不足比率		増減	経営健全化基準
	R3	R2		
水道事業会計	—	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0

※資金不足がない場合は「—」で表示

用語説明

■ 財政力指数（3か年の平均）

財政の豊かさを示す「1」に近いほど財政に余裕があると見なされ、「1」を超える自治体には、交付税が交付されない。

■ 経常収支比率

数値が低いほど自由に新規事業が実施でき、高いほど決まった事業にしか財源を支出できない。

■ 実質赤字比率

一般会計などの実質収支の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※）に対する赤字額の割合（家庭に例えれば、年収に占める年間の赤字の割合）

■ 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

■ 実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値（家庭に例えれば、年収に占める年間の借金返済額の割合）。

■ 将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合（家庭に例えれば、負債残高が年収の何年分に相当するか示した割合）。

※標準財政規模…標準税収入額（町税、地方譲与税など）+ 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額